

議第2号議案

令和6年12月10日

伊奈町議会議長 佐藤 弘一様

提出者 伊奈町議会議員 五味雅美

賛成者 伊奈町議会議員 武藤倫雄

賛成者 伊奈町議会議員 戸張光枝

伊奈町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第112条及び伊奈町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

議第2号議案

伊奈町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）」を「又は会派に所属しない議員」に改める。

第3条第1項中「政務活動費」を「会派に対する政務活動費」に改め、同条中第4項を第6項とし、同条第3項中「途中において、」の次に「会派に所属する」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 月の途中において、交付議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの理由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの理由が生じなかったものとみなす。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 会派に所属しない議員（以下「交付議員」とする。）に対する政務活動費は、月額7,000円とする。

第4条第1項中「代表者」の次に「及び交付議員」を加え、同条第3項中「あらたに会派が結成されたときは、結成された」を「新たに会派が結成された又は交付議員になったときは、その理由が生じた」に改める。

第5条中「代表者」の次に「及び交付議員」を加える。

第6条第1項中「代表者」の次に「及び交付議員」を加え、同項第1号及び第2号中「第5条」を「前条」に改め、同条第3項中「あらたに」を「新たに」に改める。

第7条第1項中「会派」の次に「及び交付議員」を加える。

第9条第1項中「代表者」の次に「及び交付議員」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 政務活動費の交付を受けた交付議員が会派に所属したときは、速やかに第1項の収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

第10条第1項中「代表者」の次に「及び交付議員」を加え、「会派がその年度において」及び「当該会派が」を削り、同条第2項中「、1半期」を「1半期」に改める。

別表中「会派」の次に「及び交付議員」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

伊奈町議会における政務活動費について、会派に所属しない議員も交付対象とするため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

議案第2号議案 参考資料

伊奈町議会政務活動費の交付に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 略 (交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、伊奈町議会における会派<u>(所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。)</u>に対し交付する。 (交付額)</p> <p>第3条 <u>政務活動費</u>は、月額7,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。</p> <p>3 月の途中において、<u> </u>議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの理由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの理由が生じなかったものとみなす。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。</p>	<p>第1条 略 (交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、伊奈町議会における会派<u>又は会派に所属しない議員</u>に対し交付する。 (交付額)</p> <p>第3条 <u>会派に対する政務活動費</u>は、月額7,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。</p> <p>3 <u>会派に所属しない議員(以下「交付議員」とする。)</u>に対する政務活動費は、月額7,000円とする。</p> <p>4 月の途中において、<u>会派に所属する議員</u>の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの理由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの理由が生じなかったものとみなす。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。</p>

4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者_____は、毎年度、4月10日までに町長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、速やかに町長に変更申請しなければならない。

3 年度の途中において、あらたに会派が結成されたときは、結成された_____日の属する月の翌月10日までに町長に交付申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者_____に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた会派の代表者_____は、上半期（4月から9月）及び下半期（10月から翌年3月）ごとに、当該半期に属する月数分の政務活動費

5 月の途中において、交付議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの理由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの理由が生じなかったものとみなす。

6 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び交付議員は、毎年度、4月10日までに町長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、速やかに町長に変更申請しなければならない。

3 年度の途中において、新たに会派が結成された又は交付議員になったときは、その理由が生じた日の属する月の翌月10日までに町長に交付申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び交付議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた会派の代表者及び交付議員は、上半期（4月から9月）及び下半期（10月から翌年3月）ごとに、当該半期に属する月数分の政務活動費

を次に掲げる期日までに町長に請求するものとする。ただし、議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

(1) 第4条第1項の規定による申請に係る第5条に規定する通知を受けたとき 上半期分は4月末日、下半期分は10月10日

(2) 第4条第2項及び第3項の規定による申請に係る第5条に規定する通知を受けたとき 当該通知を受けた日から起算して、5日以内

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 1半期の途中において、あらたに会派が結成されたときは、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を当該会派に対し交付する。

4 1半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に対し既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、会派_____が行う調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会場への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の推進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付す

を次に掲げる期日までに町長に請求するものとする。ただし、議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

(1) 第4条第1項の規定による申請に係る前条に規定する通知を受けたとき 上半期分は4月末日、下半期分は10月10日

(2) 第4条第2項及び第3項の規定による申請に係る前条に規定する通知を受けたとき 当該通知を受けた日から起算して、5日以内

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 1半期の途中において、新たに会派が結成されたときは、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を当該会派に対し交付する。

4 1半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に対し既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、会派及び交付議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会場への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の推進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付す

る。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第8条 略

(収支報告書)

- 第9条 会派の代表者_____は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を消滅した日の翌日から起算して30日以内に領収書又はこれに準ずる書類を添付し、議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、町長に送付しなければならない。

(政務活動費の返還)

- 第10条 会派の代表者_____は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出(第7条に規定する

る。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第8条 略

(収支報告書)

- 第9条 会派の代表者及び交付議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を消滅した日の翌日から起算して30日以内に領収書又はこれに準ずる書類を添付し、議長に提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた交付議員が会派に所属したときは、速やかに第1項の収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 4 議長は、前3項の規定により提出された収支報告書の写しを、町長に送付しなければならない。

(政務活動費の返還)

- 第10条 会派の代表者及び交付議員は、_____ 交付を受けた政務活動費の総額から、_____その年度において行った政務活動費による支出(第7条に規定する

経費の範囲に基づいて行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

- 2 会派の代表者は、第6条第4項の規定により、既に交付した政務活動費が減額となる時及び、1半期の途中において、会派が消滅したときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

第11条から第13条まで 略
別表（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	会派_____が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派_____が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (会場費、機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
広報・広聴費	会派_____が行う活動の広報・広聴活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)

経費の範囲に基づいて行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

- 2 会派の代表者は、第6条第4項の規定により、既に交付した政務活動費が減額となる時及び、1半期の途中において、会派が消滅したときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

第11条から第13条まで 略
別表（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	会派及び交付議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派及び交付議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (会場費、機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
広報・広聴費	会派及び交付議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)

要請・陳情活動費	会派_____が要請、陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (交通費、資料印刷費等)	要請・陳情活動費	会派及び交付議員が要請、陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (交通費、資料印刷費等)
会議費	会派_____が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派_____としての参加に要する経費 (会場費、機材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子代等)	会議費	会派及び交付議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派 <u>及び交付議員</u> としての参加に要する経費 (会場費、機材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子代等)
資料作成費	会派_____が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)	資料作成費	会派及び交付議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	会派_____が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)	資料購入費	会派及び交付議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
事務費	会派_____が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品、備品購入費、通信費等)	事務費	会派 <u>及び交付議員</u> が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品、備品購入費、通信費等)
人件費	会派_____が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金等)	人件費	会派 <u>及び交付議員</u> が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金等)